

温水プール整備に伴う 除去土壌の埋立処分

〔 令和8年8月22日（土） 〕

阿見町町民生活部 生活環境課



1 除去土壌について

- 除去土壌埋設の経緯

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質で汚染した学校、保育所、公園などの土壌を除染するため、グラウンド等の表面の土砂をすき取り、フレキシブルコンテナ（大型土のう）や土のう袋に投入した上で、「除去土壌」として各施設の敷地内に埋設して保管しています。

- 現在の状況

除去土壌を埋設保管している施設では、毎年、空間放射線量率を測定しており、全ての施設において、国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回っており、事故当時と比べても空間放射線量率は減少傾向にあります。

2 除去土壌の埋設保管位置図



→ 除去土壌埋設箇所

→ 防災公園エリア
(予定)

3 除去土壌の埋立処分 ①

埋立処分を実施するに至った経緯

- ・温水プールの整備にあたり、埋設保管されている除去土壌に関する質問が町民の方から寄せられたことや令和7年3月に埋立処分に係る基準が策定されたことから、今後の除去土壌に関する方策の検討を開始しました。

- ・環境省にも相談したところ、埋設保管されている除去土壌の将来的な管理や国のガイドラインに基づいて安全に埋立処分が可能なことなどを考慮すると、埋立処分の実施を推奨するとの助言がありました。

- ・国のガイドラインにおける埋立処分の方法は、国が3箇所を実施した実証事業により安全性が確認されていることから、温水プール整備工事に先立ち、このガイドラインに基づいた埋立処分を実施することとしました。

⇒ 埋立処分工事は、令和8年12月～令和9年3月末の期間で実施予定

3 除去土壌の埋立処分 ②

ガイドラインに基づく埋立処分の方法

- ・ 現保管場所からフレキシブルコンテナ等に入った除去土壌を掘り出し、フレキシブルコンテナ等の容器を取り除き、その場に埋め戻します。
- ・ 埋め戻し後、30cm以上の覆土により、埋立場所の上部を閉鎖します。
- ・ 取り除いたフレキシブルコンテナ等の容器は、廃棄物として処理します。

工事手順(参考)

凡例



フレキシブルコンテナ



除去土壌

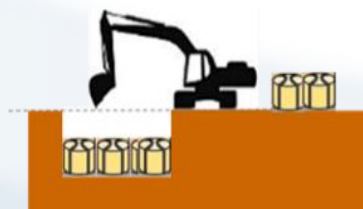


覆土

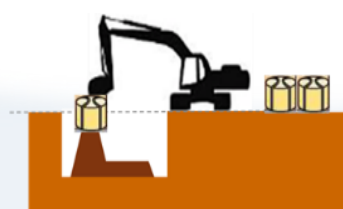


自然土

①掘起し・埋設抗整備



②フレコン廃袋・除去土壌埋設・転圧



③覆土



④覆土・転圧



3 除去土壌の埋立処分 ③

安全対策

- ・埋立作業に当たっては、空間放射線量率を適宜測定し、安全性を確認しながら作業を進めます。
- ・除去土壌の容器からの取り出しは、地表面になるべく近づけて行い、埋立作業中は散水を実施するなど、粉じんの飛散を抑制するための対策を講じます。

4 埋立処分後の安全管理

- ・埋立処分の安全性は、環境省が3箇所で実施した実証事業により確認しています。
- ・維持管理を適切に行う上で支障が無ければ、埋立場所の上部に人が立ち入っても差し支えありません。
- ・埋立場所の空間放射線量率は、埋立処分の完了後も定期的に測定を継続し、安全性を確認していきます。

＜参考＞環境省が実施した実証事業の結果について

- ・除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的に実施しました。
- ・埋立処分場所の敷地境界の空間線量率等を測定したところ、除去土壌の埋立前後で大きな変化がなく、周辺環境が安全であることを確認しました。
- ・浸透水中の放射能濃度を測定したところ、全ての検体で検出下限値未満であるため、土壌から浸透水への放射性セシウムの移行は確認されず、地下水の汚染を生じさせるおそれがないことが確認されました。